

感染症が発生したら!?

—報告基準について—

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主幹部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われるもの等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(厚生労働省老健局計画課長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(老発第0222001号)平成17年2月22日より抜粋)

※10人(利用者の半数)以上とは、ある特定の時点において有症状者が10人(利用者の半数)以上となった場合です。(最初の患者等が発生してからの累計が10人(利用者の半数)以上となった時ではありません。)

報告基準に達していなくとも、早期に拡大防止策を図る必要があります。数名発生している段階でもぜひご相談ください。

<相談及び報告の方法について>

1. 下記担当まで、まずはお電話でご相談・報告ください。
2. 必要書類をFAXまたはメールでご提出ください。
施設種別と対象の感染症により提出書類が異なります。
ホームページの該当箇所に掲載してある様式をお使いください。
3. 提出いただいた書類を確認後、担当からお電話を差し上げる場合があります。



※夜間・休日の緊急時は、村山保健所代表電話(023-627-1100)にお電話いただくと、セコム(警備会社)につながります。その後、当方よりご連絡させていただきます。

報告先：村山保健所 保健企画課 感染症対策室

TEL 023-627-1105(直通)

FAX 023-627-1126

メール kenkokansatsu@pref.yamagata.jp